

## 総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年11月9日（水）午後1時26分～午後4時18分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、  
小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 安藤総務部長、栗原秘書課長、織田澤総務課長、地野地域安全課長、  
星野企画政策課長、村田財政課長、星野利根支所長  
北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長、小野生涯学習課長
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議概要

(1) 開 会（司会：田村）

(2) 委員長あいさつ（高山委員長）

冬めいてきて、寒くなってきた。風邪などに気を付けていただければと思う。

日も短くなってきたので明るいうちに帰りたいという声もあるので、スピーディーに審議をお願いしたいと思う。よろしく願います。

(3) 議 事（進行：高山委員長）

ア 総務部各課、会計局、監査委員事務局の所管・調査事項報告

①秘書課

委員長：それでは各部の所管調査事項報告に入る。今回は総務部から報告を求めたいと思う。最初に、秘書課長、願います。

秘書課長：それでは、秘書課の所管事項についてご報告する。

初めに、令和4年度沼田市子ども議会についてである。

将来を担う子供たちに、行政やまちづくりなどに対する関心をより一層高めてもらうため、11月19日土曜日、午前9時から、テラス沼田5階議場において、子ども議会を開催する。

沼田市、沼田市議会、沼田市教育委員会の共催で、当日は市内各小中学校及び利根沼田地域の高校から推薦された子ども議員25名にご出席いただき、市政に対する考えや要望、提案などを発表していただく。

市関係者は例年どおり、市長、議長、副市長、教育長、各部長に出席をいただく。本日は、各子ども議員から提出された質問事項の一覧表を参考に配付させていただいている。なお、小中高校生の中からそれぞれ正副議長が選出されるが、その人選と各議員の発言順については、11月13日日曜日に実施される事前説明会で決定される。

続いて、令和5年沼田市新春の集いの開催についてである。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行以降、本市の新年賀詞交歓会についてもここ数年中止させていただいている。

コロナ禍が長引いて、警戒レベルに応じ様々な制約がある現在において、従来の賀詞交歓会とは違った形、より感染症対策に重点を置いた中で新年を祝う機会を設けたいということで、このたび沼田市新春の集いを企画した。現段階における概要については、開催日時については1月12日木曜日午前10時から、会場については議場を使用し、飲食の提供は行わず、アトラクション、挨拶、祝辞といった構成として、出席者は概ね100人程度の規模で開催したいと考えている。

秘書課からの報告は以上である。

委員長：それでは、秘書課について質疑を受けたいと思う。

まず、最初令和4年の沼田市子ども議会について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

青木委員。

青木委員：1点だけ確認というか、このタイトルは、ここの子ども議会に出る子供たちが決めたのか。

秘書課長：ただいまのご質問にお答え申し上げます。

質問のタイトルについては、児童生徒それぞれが決めて、本文も含め作ってかれている。

青木委員：タイトルを見ると、ほとんど重複していないというか、綺麗に分散されていて、これは私の思い込みかもしれないが、簡易水道についてとか、何かあまり子供が普通気にしていないようなものも本当に綺麗にまんべんなく広がっているので、何か意図的にこういうタイトルになったのかなと思ったのであるが。その確認である。

秘書課長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

タイトルについては、各児童生徒にお任せであるが、質問内容については、学校に向けてこの分野でお願いします、というふうに、ある程度割り振りはさせていただいている。なので、全体的に各分野でバランスは取れているのであるが、内容については議員にお任せになっている。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、2の令和5年沼田市新春の集いの開催について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：第8波がちょっと心配な状況になってきているが、今回のこれは感染状況によって中止もあり得るという考えでよろしいのか。

秘書課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

感染状況、流行状況に応じてということになるかと思うが、今の警戒度が1であるので、これが例えば2に上がり、例えば2ぐらいであれば、飲食も行わない、会話もない、マスク着用でというところであれば、私ども担当課とすればぜひ実施したいと考えている。

金子委員：私もぜひ実施していただきたいと思うのであるが、感染状況もどうなるかわからないので、その辺の準備だけはしておいていただきたい。案内等に当日災害の場合中止もあり得るというところは含んでおいていただきたいと思う。

秘書課長：今、委員がおっしゃるとおり、これから招待者をリストアップして通知を送るのであるが、その旨を記載しておきたいと考えている。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：出席者とか招待客というふうになると思うのであるが、これはどの辺まで、以前と比べると狭いところでやるということであるが。ホテルからテラスということなので。その点について。

秘書課長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

出席者、招待者の範囲ということであるが、令和2年の賀詞交歓会、中止になる最後の賀詞交歓会では、招待者が記録を見ると686人いらっしゃった。その中で出席者が170人いらしたのだが、今回はこの686人の招待者のところか

ら、各課で今絞り込みをさせていただいているところである。

お願いするときに書かせていただいたのは、今まで、各団体であれば皆さん、私が去年在籍した地域安全課で言うと、交通指導員さんは全員ご案内していたのだが、今回は代表者のみでお願いしたいというふうにお声掛けをさせていただいている。

そういうところでまず絞り込んだ中で、市長と相談させていただいて、最終的な規模を決定するという流れで現在考えている。

星野委員：人数は決定していないということであるので、まだ時間的にも余裕がある。了解した。

委員長：ほかにないか。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは秘書課について全般にわたり、ご意見のある方、また次回の調査事項等あったら挙手の上お願いします。

（「なし」の声あり）

委員長：ないか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは秘書課を終了する。秘書課長、ご苦労様でした。

（秘書課長退席）

## ②地域安全課

委員長：それでは引き続き地域安全課の所管事項に入りたいと思う。地域安全課長、お願いします。

地域安全課長：それでは、地域安全課の報告事項についてご説明申し上げます。

今回1点であるが、沼田市地域防災訓練についてである。

本年は、沼田東小学校区において、今週末11月13日（日曜日）に別紙訓練概要のとおり実施する。

新型コロナウイルスの影響から、例年の内容を大幅に縮小して実施した昨年と同様に、東小学校区である材木町、上原町、東原新町、西原新町の各町の役員、また自主防災会の皆さんからそれぞれ10名程度に絞り、総勢50から60人程度のご参加をいただき、感染症に配慮した避難所運営訓練を中心に行うこととしている。

訓練項目として、避難所の運営訓練ということで概要の方の6番に書いてあるが、避難所の開設だとか物品の配布、そういったものを中心に今回実施させていただく。

また、当年度も広域中央消防署、消防団の協力も併せていただくことで予定している。

地域安全課からの報告事項は以上となるので、よろしくをお願いします。

委員長：地域安全課より報告のあった、沼田市地域防災訓練について質疑を受けたいと思う。質疑のある方は挙手の上お願いします。

金子委員。

金子委員：以前、榛名町でやっていただいたときに、FM防災ラジオをその場で配布ということで、あつという間に皆さん持って行かれたということがあったのだが、今回はそういった予定はないのか。

地域安全課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

こちらで想定しているのは、こちらに書いてある内容ということになるが、防災アプリであるとか、ラジオの関係、そういったものの広報も併せて行っていき  
たいというふうに考えている。

金子委員：ぜひ積極的に普及率を高める努力をしていただきたいと思います。よろしくお願  
いする。

答弁は結構である。

委員長：ほかに。

青木委員。

青木委員：利根地区については、かなりFMラジオの方も普及しているのですが、一  
部ジャックであるとか、外部アンテナであるとか、その辺がまだ届いていないと  
いうお話を聞いているのであるが、今の状況についてお知らせいただけるか。

委員長：青木委員、今の質疑の案件になっているのは、防災訓練についてであるので。

青木委員：失礼した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、地域安全課についての全般の調査事項、またはご意見等があったら  
お願いする。

青木委員。

青木委員：失礼した。

利根地区について、FMラジオはかなり普及して60数パーセントになっている  
のだが、本体は届いているが、ジャックであるとか外部アンテナであるとか、  
その辺がまだ届いていないというようなお話があり、そこについて今の状況をお  
知らせいただきたいと思います。

委員長：調査事項ということでよろしいか。

青木委員：はい。

委員長：それでは、今答えるか。

地域安全課長：大丈夫である。

委員長：はい、では、今答えられるのであればお答え願いたい。

地域安全課長：それでは、お答え申し上げます。

今、青木委員からご指摘のあった、ジャック、それと外部アンテナの関係であ  
るが、発注をかけて一部消耗品で購入できる部分については届き始めた。

電波が入らない地域というか、そういうところにはまだ全般にはお届けが済ん  
でいないが、地区ごとに、徐々であるが配布の方はさせていただいている。

ただ、外部アンテナの方がちょっと納期がかかりそうだという連絡をいただい  
ているので、いずれにしても納まり次第対象の地域の方には配布の方ができれば  
というふうに考えている。

青木委員：予算的には、場合によっては新規に振らなければいけないというようなお話  
もあったかと思うが、その辺の予算についてはもし分かれば教えていただきたい。

地域安全課長：お答え申し上げます。

例えば、外部アンテナとか、ジャックで済むような軽微なものはともかく、例  
えばアンテナを新設というか改修というか、引き直しというか、そういうもの  
については当然当初の部分では想定していなかったもので、今後行われる議会にお  
いて、予算対応いただければ、そういったもので対応していきたいというふうに考  
えている。

委員長：ほかに。ご意見、調査事項について。

星野委員。

星野委員：聞きたいことを聞くのだが、消防団の1分団、1部から4部までであるが、その統合の問題で聞いたのであるが、これがその後どのようなようになったのか。2と3が統合するような話をちょっと伺っていたが、その後はどうなったかなど。

委員長：ちょっとお待ちいただきたい。今、調査事項についてやっているのですが、先ほど青木委員の件については例外的にちょっと認めたのだが、どうするか。このまま質疑として受けてもよろしいか。委員の皆さん。

（「良いのでは」の声あり）

委員長：よろしいか。

そうすれば、課長、お答えいただきたい。

地域安全課長：1分団の中で、一部統合の話が出ていた。

今回、最終的には現状のままということになったようである。やはり地元の部がなくなる、地元の人がいなくなるわけではないのであるが、やはりその地域には地域の部が残ってほしいというような話は聞いている。

結果的に現状のままということ。

星野委員：現状のままというふうになったということであるか。

私も以前聞き、3部と2部が統合した場合、これはやはり大変な時間的に差が出るということに心配した。1部、3部、4部か。下段と上段の関係で、これは非常に困ったな、と思っていたのだが。それは良かったと思う。

はい、結構である。

委員長：ほかに地域安全課に対する意見、または次回の調査事項があったら願います。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、地域安全課を終了する。地域安全課長、ご苦労さまでした。

（地域安全課長退席）

### ③企画政策課

委員長：次に、企画政策課に移りたいと思う。企画政策課長、願います。

企画政策課長：それでは、企画政策課の所管事項について報告をさせていただきます。

1の令和4年度事務事業評価の結果についてであるが、資料として、平成29年度から令和3年度までの、「沼田市第六次総合計画【前期】実施計画事業実績」、令和4年度から令和8年度までの、「同【後期】実施計画」、「令和4年度事務事業評価の結果について（令和3年度実施事務事業の振り返り評価）」、それにA3横版の「令和4年度事務事業評価結果一覧（令和3年度実施事務事業の振り返り評価）」をご用意した。

前期実施計画については実績、後期実施計画については予定であり、昨年11月、当該常任委員会で報告させていただいたものであるが、前期については令和3年度、後期については令和4年度、昨年11月の報告のものから決算及び予算に基づき改訂がされているものである。

さて、本日の報告であるが、A4縦版「令和4年度事務事業評価の結果について（令和3年度実施事務事業の振り返り評価）」をご覧になっていただきたいと思う。

「令和4年度事務事業評価の結果について（令和3年度実施事務事業の振り返り評価）」、令和4年11月、沼田市、という資料である。

1枚捲っていただき、1ページ目、実施計画については、毎年行政評価（事務

事業評価)を行い、客観的に点検・評価、課題を発見するとともに、その結果を総合計画の進行管理や次年度主要事務事業の選定及び予算編成の資料として活用し、今後の市政運営の改善につなげていくための取組である。PDCAサイクルを繰り返すことで、効果的・効率的な市政運営を目指すものである。

1 ページ最下段、図2、政策目的体系と行政評価レベルの構造的イメージのとおり、総合計画において、政策レベルの方針を示す基本構想、施策レベルの方針を示す基本計画、事務事業レベルでの実施計画がある。このたび報告させていただくのは、この実施計画に基づき執行した155事業の事務事業評価の結果である。一番右の部分にある、行政評価レベルということになる。

評価方法については、3ページから5ページ、評価結果については、5ページ以降をご覧になっていただきたい。本年度の事務事業評価の結果として、令和3年度実施事業155事業中、現状のまま継続するとされた事業は125事業、見直しの上で継続するとされた事業は23事業、休止事業1事業、廃止事業1事業、終了事業5事業であり、その内容はA3横版の「令和4年度事務事業評価結果一覧(令和3年度実施事務事業の振り返り評価)」のとおりである。資料の文字が小さくて大変申し訳ない。こちらの方に、事業の詳細について記載がある。

なお、それぞれの事業の詳細については、担当課の方に問い合わせさせていただきたいと思うが、市民への公開については、12月1日を予定している。取扱いについてはご配慮いただきたいというふうをお願い申し上げます。

企画政策課の報告事項は以上である。よろしく願います。

委員長：企画政策課より報告があったが、かなり膨大な資料が出ているので、これを逐一というわけにもいかないの、まず最初に説明のあった、A4縦版の、令和4年度事務事業評価の結果についてという、A4縦判の方についての、相対的な評価の仕方とかそういったところであるが、これについて質疑がある方は受けたいと思う。

続いて、A3横版のものについては、課長おっしゃったように、企画政策課の所管事項について評価結果について質疑があれば受けたいと思う。

そのような形でやってまいりたいと思うので、よろしいか。

それではまず、縦A4判の評価の仕方と総合的なものについて、質疑があれば願います。

金子委員。

金子委員：PDCAサイクルというのは、もう再三言われていて、客観的に点検評価するということは、ある意味、もう本当に議会が行っていることである。それで予算審査にしても、決算特別委員会での審査にしても、このPDCAサイクルのもとでチェックを議会が行っているということなのであるが、今回、平成15年度から行っているこの行政評価、これはどういうメンバーで評価を行っているのか。

この担当課の上にもどういう方が入って、あるいは外部の人間がいるのかどうか、そのところで客観性が保たれているのかどうか、その点についてまずお聞きしたいと思う。

企画政策課長：ただいまの質疑に対してお答え申し上げます。

事務事業評価であるが、資料の3ページをご覧になっていただきたい。

3ページの中段のところ、事務事業評価の進め方ということになっているが、1次評価については事務事業担当課において評価を実施している。

次に、2次評価、こちらについては総合的、組織横断的な視点から評価し、ということで、こちらについて内部評価を行っている。

メンバーについては、2次評価については副市長以下総務部長、総務課長、職員課長、企画政策課長、財政課長ということで、担当課長については出席していただき、評価について2次評価を行っている。

この2次評価を行った後、事務担当課の方に確認をし、最終的な評価というようなことで、外部委員については、ない。

金子委員：副市長をトップにして、総務部長、総務課長、ということでその内部での評価ということであるが、やはり議会がしっかりとチェックをしているという点に加えてさらにこういった評価を行う場合は、客観性が必要ではないかと。客観性を見ているということであるが、どうしても、例えば企画政策課の担当のところの今度質疑が入るということであるが、企画政策課が行った事業を企画政策課が評価するということが、そこに客観性というのはなかなか確立できない。やはり、自分がやった事業に対しては、自負心を持っているし、やったという思いがどうしても出てきてしまうと思う。

だから、そういった意味で、客観性というのはどうしても必要であるし、副市長をトップにして、総務部長、総務課長、ということであるが、ここに外部の人間が入っても良いのではないかという思いがするのであるが、その点について何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思う。

企画政策課長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

こちらの2次評価について、企画政策課担当業務については、企画政策課長は被評価の課長ということになるので、評価に入っていないということでご理解いただければと思う。

それから、外部の人間ということであるが、今のところ予定はない。

金子委員：被評価の課長は入らないということであるが、その被評価の課長の上司であるから。総務部長、それから副市長は。そういった意味での、やはり外部の人間が入るということは必要じゃないかと思うのだが。もう一つには、議会できちっとチェックしていくということも必要だなと私は思っているが。

評価結果一覧を毎年配っていただくのであるが、議会と並行してこういったものが出てくることに関して、それに別に意義がないとは思わないのであるが、その点について、やはり客観性をしっかりと保って努めていただきたいと思いますのであるが、もう一度ちょっとご見解をお聞かせいただきたい。

企画政策課長：ただいまの再ご質疑にお答え申し上げます。

客観性を持って、という部分については、非常に大切だというふうに考えている。また、議会、議員の方々、市民の皆様に対してもきちんと説明責任を果たしていきたいというふうに考えている。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：事務事業評価、よく分かる。

もう1点、こういうことを言うと大変厳しい感じを受けられるかもしれないが、全体の市役所内の事務的な、職員を始め、そういった効果的というか、そういう評価とはどういう方法でやっているのか。職員配置等、そういう評価的にはどこまで。

企画政策課長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

業務全般の効率化という部分に関しては、企画政策課の方で行っているし、職員配置も含めると、職員関係の効率化という部分については、他の担当課の方で行っているということ考えている。

星野委員：担当が違うということで分かった。

でも、今、市民にあるのは、そちらの方はなかなか厳しい指摘がされているのだ。だから、担当の総務部長がいるので言うが、そういうところはやはり徹底して見直し、スリム化をしていく必要があって、その評価も必要だと思うので、ぜひ総務部長として頭に置いて願います。答弁があれば、願います。

委員長：総務部長に対してか。総務部長。

総務部長：委員のご質疑であるが、先ほど企画政策課長が申し上げたとおり、全般的な業務については企画政策課、そして職員の配置については職員課の方で対応させていただいている。

そして、定員管理については、当然企画の部分、事務量だとか職員の適性だとか、そういった部分を総合的に見なければならぬので、企画政策課、職員課が協力して行っている。

職員評価については、人事考課制度ということで、制度を導入して対応を行っているところであるので、個々の職員の能力だとか、そういった部分を総合的に判断しながら適材適所への配置を行っていきたいというふうには考えている。

星野委員：分かった。

ちょっと角度が違ったことを申し上げたと思うのだが、やはり事務評価でも事務をやる方々の得手不得手ではないが、得手である職などがいろいろあるので、そういうものをこれからやはり専門的に置いて、何でも100パーセントできる職員というのは必要かもしれないが、逆に専門的な職員も置いてもらいたいということは言われている。

そういう点については、その辺について関連があったので、質疑をさせていただいた。よろしく願います。

答弁は結構であるが、あるか。

総務部長：当然業務を行っていく上で、その業務を得意とする人もいれば、一生懸命やって、一生懸命対応する職員もいる。それらの業務を遂行していく中で、当然ひとりで仕事をしているというものではないので、係内、課内での協力体制をコミュニケーションを取りながら行って、より効率的で適正な業務を遂行していければというふうに考えている。

委員長：ほかに入りたいと思うが、A4縦版の方についての総合的なことについてはもうよろしいか。

企画政策課の所管事項に既に移っているので、さらに企画政策課の所管事項について、事業評価の点で、このA3横版であるが、これを中心にしてお伺いしたいと思う。質疑のある方は願います。

副委員長。

副委員長：質疑ではないが、先ほどから話が出ているが、文字が小さくて見えないので、12月1日の公開前に総務文教常任委員だけには、例えばPDFでの配布だとか、データでいただけないかというお願いである。

企画政策課長：ただいまのご質疑というか、ご意見については、対応させていただければと思うのでよろしく願います。

なお、ホームページ上にアップしたものについては、やはりPDFという形になるので、市民の方は拡大してご覧になれるかというふうには考えている。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：資料も膨大であるし、教育委員会等もある。委員会の所管とすれば企画政策課

だけでもないので、その所管事項についてこれを調査していただいて、また委員会としてさらに深く調査すべき事項等があったら、今回の最後の方でも、また次回の常任委員会等でもご指摘していただき、委員会としてもさらに振り下げていければと思うので、後日またよろしくお願ひしたいと思う。

それでは、企画政策課全般についてのご意見、また調査事項等があったらお願ひする。

青木委員。

青木委員：前回、資料としていただいた、第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであるが、一部数字が入っていないくて、後ほど数字をいただいて、その辺は理解をしているのであるが、どういうものか。先ほどの金子委員のプラン・ドゥー・チェック・アクションではないが、私もずっと民間企業にいたので、これはすごく重たい仕事である。その中で、自治体のこのプラン・ドゥー・チェック・アクションというのが、どのような位置付けかということもあるのであるが、例えばそのときにもお伺ひしたのだが、令和6年度、最終目標数字、これはもう定量目標なので、訂正ではないので、数字として表れている。その中で、転入者25増、転出者25減という明らかな数値目標がある中で、令和元年から2年、3年、どんどんこれが目標から乖離していつているのである。

例えば、その令和3年、前回数字がなかったのであるが、プラス25にしようというのはマイナス66、マイナス25で止めておこうと思うものがマイナス285ということで、民間であればこのような施策は時間の無駄だからやめてしまえ、ということになるのだ。

だから、これをどのような位置付けでやっていくのかということなのであるが、今のままではとてもこの数字が目標に近づくとは思えない。当然、この人を増やす、出る人を減らすというのは、これは大変難しいテーマなので、これはどこの自治体も同じように頭を抱えているとは思っているのであるが。

県がこの第2期の計画については、プラン・ドゥー・チェック・アクションを出して、しっかり管理しろ、という指示が出ている中で、このままでいくと、令和6年、あるいは6年の時に、全くこの総合戦略というものが言っただけで結果的には何もなくなってしまったと、ただ時間の無駄に終わるといふふうに思えてならないのである。

そうであれば、本当に時間を割いてやる必要があるかどうかということであり、それを次回のテーマにさせていただきたい。より具体的にこの数字に結びつけるためにどういうことを今後考えていくのか、プラン・ドゥー・チェック・アクションの、アクションである。

いや、今の方法ではできないから、もっとアクションをこういうふうに変えていく、というものを出していただく、ということである。

委員長：青木委員、少しまとめていただきたい。

調査項目であるので。調査事項でよいのか。意見交換ではなく調査事項であるので、結果的に言うと、2行か3行程度にまとめていただきたいのであるが。

青木委員：そうしたら、令和3年までの数字を見ると、大変目標は厳しい状況にあると思うので、目標達成をするためにどういうアクションを考えられているかについて、次回教えていただきたい。

委員長：主は何であったか。

青木委員：これは、沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略。

委員長：他の委員の皆さんからご意見は。

要するに、目標を達成するためにどのようにアクションを考えているか、ということか。

青木委員：今のままだと、開いていだけで近づくとは思えないので、プラン・ドゥー・チェック・アクションというのは、要は今の計画で駄目ならアクションで変更し、目標に繋げるためにまた見直さなければいけないというのがプラン・ドゥー・チェック・アクションである。今の状況からいくと、やはり見直さなければいけない状況だろうと思うので、そのアクションプランを教えてください。

委員長：要するに見直すべきだと。それでそれについてどのように考えているかと。簡単に言うとそういうことか。

青木委員：そうである。

委員長：皆さん、いかがか。

金子委員：賛成である。

青木委員：大変である、本当に。言うは易く行い難しであるが、本当にこれを掲げるならばそれを……。

委員長：青木委員、発言は挙手の上でお願いします。

青木委員：はい。

委員長：それでは、採用ということによろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは、ほかに企画政策課に対する意見、それから調査事項があったら提案願う。

（「なし」の声あり）

委員長：よろしいか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは、企画政策課を終了する。企画政策課長、ご苦労様でした。

（企画政策課長退席）

#### ④財政課

委員長：次に、財政課の所管事項に入りたいと思う。財政課長、お願いします。

財政課長：それでは、財政課の所管事項についてご説明を申し上げます。

まず、調査事項の1、FM-OZEの非常用電源から電気を供給する場合の問題点及び概算費用についてである。

問題点について、所管事項報告書に記載のとおり、3点を挙げさせていただいた。

まず1点目であるが、庁舎電源の確保への影響ということである。テラス沼田が停電となった際の給電範囲、非常用電源の給電範囲については、災害対策本部となる4階南側区画のほか、行政機能を維持するために最低限必要となる庁舎の各フロア、1階のビル管理室と防災広場、防災トイレなどとなっている。災害対策本部以外の庁舎フロアでは、照明コンセントとともに通常給電から間引いた状態での給電となっている。停電時のこうした給電範囲は、非常用発電機の出力も勘案した上で、災害時でも行政機能が最低限機能するよう想定し、設定をされたものである。

前回の委員会の中で、副委員長から発電容量的には余裕があり、災害時にどれだけ負荷がぶら下がるのかということのも想定でしかないというご発言、ご意見もいただいているが、非常用電源を確実に機能させるため給電箇所の最大容量の想定

をしておくということが当然に考えられるものと思っている。そうしたことを踏まえ、現在の給電範囲は最適化されたものというふうに認識をしているので、その一部を想定外のところへ給電した場合には、庁舎電源への電源の確保への影響が懸念されるというところがまず1点目である。

それから2点目として、テナント入居者への非常用電源の供給の是非ということになる。テラスの中には多くのテナント入居者の方がいらっしゃる。民間事業者はもちろんのことであるが、ハローワークさんであるとか、商工会議所さんなどの公共施設あるいは公共的団体などが入居されているが、そうした方たちに対しても非常用電源は供給をしていない。

今回の調査事項の対象となっているFM-OZEさんについては、平成24年7月に沼田市専用緊急告知FMラジオ運用協定書を締結し、以降毎年更新をして緊急告知FMラジオの運用をお願いしているところであるが、この運用に当たっては、今年度では240万円あまりの放送料金が支払われるような協定となっている。コミュニティ放送局として認可を受け、災害時の放送にも耐えうる設備を備えた民間事業者ということで、必要な経費をお支払いをして運用の協定を締結しているというのが現在の状況であると認識している。

なお、現在、非常用電源については、放送設備に対しては停電と同時に切り替えるバッテリーがあり、停電になると50分はこれで給電が可能というふうになっており、その間にポータブル発電機を作動させて、そちらの電源に切り替えるという運用がなされているというふうにFM-OZEさんからは伺っている。FM-OZEさんについては、テナントに入居をしていただいている民間事業者ということであり、緊急告知FMラジオの運用に対しても市としては相応の経費負担をしているところである。

また、同社については、昭和村での緊急告知FMラジオの運用も行っているもので、そちらからも相応の放送料金収入があるものと推察される。

こうした状況で、非常用電源については、FM-OZEさんが放送事業者として事業活動に必要なものとして自ら確保すべきものということで、現在もこの運用で十分対応可能というふうに考えられる。

こうした状況の中、テナントに入居する民間事業者に対して庁舎用の非常用電源を供給するということに対して合理的な理由というのがなかなかない、ということになってくるかと思う。

それから3点目として、給電する場合の給電範囲と費用負担ということである。仮に給電をするとした場合、FM-OZEさんへの給電範囲ということが問題になってくる。前回の委員会でご意見をいただいた中に、FM-OZEさんへの給電をする場合の手法として、今繋がっている配線を繋ぎ替えるということで対応できるというお話があったかと思うが、商用電源でカバーしているFM-OZEさんの電源については、テナント部分全体ということで、これをそのまま非常用電源に切り替わる回線に繋ぎ替えた場合には、非常用電源でもこのテナント部分全体に給電をされることになってくる。庁舎部分でも給電範囲を絞って対応している中で、FM-OZEさんの入居スペース全体に給電をするということはなかなか現実的ではないというふうに考えている。給電範囲については緊急告知FMラジオの運用に最低限必要な放送設備に限定をすべきであるが、その場合には配線や接続方法などが別途検討されることが必要になってくる。その場合には当然経費もかかってくる。また、その場合にはメーター機、現在はFM-OZEさんは全体で電気の容量を計算し、そこから個別のメーター器を通して各テナントさ

んへ給電をしているが、そのメーター器を通さずに給電をすることになり、非常電源に切り替わった場合に使用した容量が確認できないというようなこともあるので、どういったことでその辺を解消するのか、定額での料金設定をするのか、無償で提供することにするのか、ということも問題になってくる。2点目とも関連してまいるが、非常電源の確保は事業者の責任で行われるべきものというふうなことで、その経費を市が負担するというのは根拠がなかなかない。

次に概算費用についてである。

1点目の現在の配線を単純に切り替える場合については、もう工事ができるという状態まで詳しく調査したわけではないが、工事業者に確認したところでは、前回の委員会でご意見もあったとおり、100万円、200万円という単位で可能ということではあった。こちらは大きな費用にはならないが、このまま単純に切り替えた場合には給電範囲が広範にわたるということで、適切な給電範囲の設定ができないということである。

2点目の、災害時の放送が可能な範囲のみの給電とする場合については、先ほど申し上げたとおりであり、配線や接続方法など詳細な検討が必要になってくるが、その場合にはFM-OZEさん側の配線であるとか配電盤の確認等も別途必要になってくるので、現時点でどういった繋ぎ方をすればそうした効果が得られるのかということまでの確認ができないので、費用の算出もできていない。

調査事項の1については、報告としては以上となるが、こうしたことを踏まえ、これまでも非常電源は庁舎部分に限った運用等をしてきた。所管の課長としても今後もそういった対応をすべきものというふうに考えているところである。

続いて、調査事項の2、FM-OZEの非常電源接続に係る要望について、である。これまで要望書として文書で提出されたということは確認はできなかった。テナントの入居時に、入居していただくテナントさんと施設の所有者としての市ということでの協議の場で、口頭でご要望いただいたということは承知をしているが、協議の結果として現在の発電機での対応となったものと認識をしている。

最後になるが、補正予算での専決処分についてである。

前回の委員会で、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関し補正予算の編成を予定している旨の報告をさせていただいたが、当該補正予算について、報告書に記載のとおり、令和4年10月17日付けで専決処分とさせていただいた。補正額については、2億8,083万1,000円となっている。

財政課からの説明は以上となる

委員長：非常に丁寧に答えていただいたのであるが、ちょっと丁寧に答えていただいたがゆえに、ちょっと回答が委員長としても分からないので、もう少し簡単にいくつか私の方で問い直しますので、二言三言で答えていただきたいのであるが、まず問題点のところ、庁舎電源の確保への影響というのは、影響が出るので配電することは考えられないという結論でよろしいか。

財政課長：想定が庁舎用電源として設計されているので、想定外のところに給電することは考えられないというふうに考えている。

委員長：それから次、テナント入居者の非常電源の供給、これも合理的な理由がないので考えられないというお答えだったと思うが、よろしいか。

財政課長：はい、そのように考えている。

委員長：それから、費用概算のことであるが、これは単純に切り替える場合と災害時の放送が可能な範囲のみ給電する場合2つが出ているが、いずれも費用の算出は不

能ということのお答えだったと思うが、よろしいか。

財政課長：3点目については、単純に配線を切り替える場合については、前回100万円、200万円あれば切り替えられるというご指摘をいただいているのであるが、事業者を確認した限りでは、その金額があれば十分切り替わるでしょうということの確認はしている。

2点目については、配線の状況を詳しく調査してみないと経費の算出ができませんので、現状は算出はできていない。

委員長：失礼した。

それでは、財政課より報告があったので、1と2はこれは関連するので、一緒に質疑を受けたいと思う。

1と2のFM-OZEの非常用電源に関する件について質疑を受けたいと思う。

副委員長。

副委員長：庁舎の電源、非常用電源の確保が影響が出て厳しいというご回答だったのであるが、実際のところ、FM-OZEさんの外側というか、共用部の方の南側のEPSにもAC/GC回路の盤があり、負荷がぶら下がってない。それで負荷がぶら下がってなくて、完成図書で見ると限りでは負荷想定がされているのである。実際負荷がぶら下がっていないのであるが、負荷想定されている場所があるというのを理解しているか。

財政課長：具体的にその箇所に負荷が想定されていないというところの認識はない。

副委員長：そういったところの調査をしていただき、その概算費用というところで可能な範囲のみということになると思うのであるが、供給は可能ではないかなと考えている。

テナントの非常用電源の供給、ということで絞って供給をしているということであるが、今言ったように負荷がぶら下がってない状況も見受けられるので、その検討を今後していただけるかお聞きする。

財政課長：1点目は、総体的な話で影響がある、ということでの答えであり、大きな問題として、今回民間事業者さんにそれを供給すべきなのかどうかというところが大きな問題としてあると思っている。FMラジオの協定書を結んだ当時、平成24年当時に結んだ状況でも、現在の運用として、市からの非常用の給電をしなければその体制を作れないという状況ではない状態であり、協定を結んで現在まで至っている。先ほども申し上げたとおり、停電時には非常用給電に切り替わり、50分は放送設備が運転できると。その間に発電機を回して発電機電源に切り替えることが可能であるということもFM-OZEさんから伺っているのでその運用が十分可能な状態であり、市から別途電源を供給するだけの合理的な説明はできないかなと思うので、そういった点が一番大きな点になるのではないかなというふうに考えている。

他の民間事業者さんにも当然給電をしていないし、公の施設となる場所にも非常用電源を給電していないので、あくまでも庁舎が行政機能を維持するための電源という位置づけでこちらとしては考えているので、ご理解をいただきたいというふうに考えている。

副委員長：基本的にはほかのテナントさんと一緒に送れないということだと思うが、緊急FMラジオを配って、中でUPSが40分から50分給電するという話であるが、安全策という意味で自分が話をしているのであるが、以前からもう何回も何回も自分がいろいろ言っていて、なかなか今のような回答がずっと続いていて、供給しないよという解釈なのだろうが、安心安全な、市民に対して安心安全な、

ということであれば、即座に発電機に切り替わる回路の方がこれはもちろん良いわけで、FMの放送の機器が例えば発電機の正弦波交流が乱れて壊れたりとかした場合には遅れて放送ができなくなってしまうわけであるし、そういったことも検討していただき、費用の件に関して自分でちょっと積算したのだが、それで積算した上で前回100万円から200万円と言ったのであるが、キュービクルの変更で、AC回路から保安回路に繋ぎ替える変更であると42万円くらいである。42万円くらいでできる。そんなに離れていなかったのだから。それと、あと放送時に必要な電源というのがFM-OZEさんいわく2回路なので、マックスでも4キロボルトアンペアくらいの容量でしかないのだから、それをEPSの中に分電盤を付けて、電力量計を付けて、パルス出力して中央監視で検針して、工事まで全部入れても52万円くらいで収まる。それをFM-OZEさんまでコンセントを持って来る、というものなのであるが、もっと言うと、FM-OZEさんのコンセントをもっと離れたところに置いてあればもっと安く済むようなものであるのだから、費用に関してはそんなにかからないのかなという感じはするので、今後も少し検討していただけないかと思うが、いかがか。

財政課長：今までなぜそれをしなかったのかというところは、先ほどまでにご説明を申し上げたいとおりであり、民間の事業者さんが自分の能力として、それをもってその事業をやっているというところで、こちらはそちらに協定書を結んで事業、業務をお願いをしているということであるので、そこに対して市が上乘せで給電をするということは、現状は考えていないし、ここに入居をしていただくときの協議でもそういった協議を重ねた上で現在の形でご入居をいただいているので、それを変えるということは現状では考えていない。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：今、副委員長への答弁があったように、緊急告知FMラジオに対して、沼田市から放送料の支払いをしているわけである。民間企業なのだから、民間として努力すべき部分もある。民間の放送事業者であるFM-OZEは、自分で努力すべきであると私は思う。

課長に伺うが、協定書において、緊急告知放送ができるような機器にする、というような類の文言が入っているのか。

財政課長：協定書の内容を細かく私の方で承知をしているわけではないが、協定の内容として、そういった非常時の放送をできるようにするというので、それに対しての設備をどうするかということまで細かに書いてあるという認識はないが、あくまでも放送局としてその設備を持っているので、その24時間対応ができる協定を結んでいるというふうに私の方では認識をしている。

戸部委員：やはり、1民間の会社が市との契約で緊急時のための放送事業者としての、それはもう完全に責務があると思う。その時に放送できなかつたら困るので。それこそ大変なことである。それはその1事業者と契約しているので、その事業者が発電機をその後の対応で出してくれたとか、そういう話があるので、やはりそれは1民間事業者がやるべきだと思う。

それと、昭和村があるが、それではもし沼田が72時間電気を使って、送電したとする。その時に、昭和村とも契約を締結しているから、そうしたら昭和村はどうなるのか。そこともお金の遣り取りとかそういうものが、市の電気を、大事な72時間しか使えない電気を昭和村にも与えるのか。その辺まで問題が出てくると思うのであるが、その辺はどう思うか。

財政課長：昭和村さんともFM-OZEさんが協定を結んでやっているということで、当然放送料金もFMさんとしては収入として得ているというふうに認識をしている。したがって沼田市からも放送料を払っているし、昭和村さんからも放送料を払っていると。そういった料金の中で、できる体制を確保していただくところでは民間事業者さんとして努力していただくところかなというふうに認識をしている。

戸部委員：やはり、そういうふうに、本当に放送事業者としての責務があるので、それは放送事業者がしっかりしてもらわなければ困ると思うのだが。

発電機が女子職員には重いからといって、副委員長がちょっとそのような話をされたが。でも、それは違うと思うのである。やはりそれはもう民間事業者が努力しなければ駄目な話だと思うのである。それに対して、本当に大変だから少しでも放送料の値上げをしてくれとか、そういうふうに持っていった方が良い。自分ならばそう思うのであるが、その辺はどう思うか。最後に伺う。

財政課長：放送料については、業務の内容と料金のバランスというか、そういったところは所管の部署と協議をして決定をされているところと認識しているが、私の方で料金については、上げた方が良くとかそうではないとかというところはちょっと申し上げられないかな、というふうに思っている。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：ちょっと意見が違って、根本的にテナントに入居している民間事業者だというご答弁があったが、災害時の市民への情報提供というのをFM-OZEに委託しているのだと、私はそう考えている。

この件に関して、これ、現状が最適でこういった電源の接続はできないということは、市長もご存知なのかお聞きする。

財政課長：所管課の課長としてこの場でご答弁させていただいているが、市長にも認識はさせていただいていると承知をしている。

金子委員：認識をしていただけたらと思っている、ということは、まだ認識していただけないということか。まとめて質疑をしないと3回しかできないので、まずそれを1点。

それから、過日の停電の際に実際にFM緊急放送というものはなくて、市民は何も分からないまま、スマホの情報を探ったのであるが、あのときFMの放送はなかったというのは事実であると思うが、先ほど課長の方から、最低限、最低限の行政機能を維持するために非常用電源は確保しなければいけないというお話があったが、その中にやはり市民へのFM防災ラジオを通しての情報提供というのは、入ると思う。最低限の行政機能の中に入ると思うのである。これは、市民の命を守る、安全を守るということが、一番根本にあるのだと私は思う。民間事業者だから余計にお金払うことはないとか、そういう次元の問題ではないと思うのであるが、その点についてもご答弁をお願いしたいと思う。

財政課長：まず一点目の、市長が認識をしているかということであるが、市長は認識をさせていただいている。

それから2点目である。過日の大停電の際にラジオの放送がなかったということであるが、これは庁舎の停電と放送がなかったことに直接因果関係があるわけではなく、東京電力さんからの情報提供がなかったがゆえに、その情報をFM-OZEさんに流せなかったということで、電源がなかったから情報提供ができなかったということではないというふうに認識をしている。当然、最低限の行政機

能を維持するということに市民の方への情報提供というのは入るといのは私も認識をしているところであるが、そのために協定書を結んで、緊急告知FMラジオの運用を24時間対応していただくように措置をしているものである。よって、電源の話と前回の情報提供がなかったというところは一致するものではないというふうに思っている。

金子委員：先ほど、企画政策課から報告があったこの事務事業評価の中にも、沼田エフエム放送活用事業というのがある。先ほど来申し上げているとおり、災害時での情報、市民への情報提供というのは、今沼田市においてはこのFM放送に頼っているところだけだと私は思っているし、停電時ではなくて、例えば台風の時、このテラス沼田に避難されるような台風が発生するような災害時に、避難情報等を発しなければいけない、役目はFM-OZEが背負っているわけである。それは我々沼田市民が、市が、FM-OZEに依頼をしているのだと私は思っているので、1テナントと同じにしてほしくはないという考えを持っている。やはり市がエフエム放送活用事業の中で、その災害時の情報提供の部分は、そこは担ってもらわなければいけない、そのために非常用電源を接続してもらった方が、直ちに情報提供ができるということになれば、やはりこれは費用もそれほどかからないというお話もあったし、考えていく必要があると思うが、最後にお考えをお伺いしたいと思う。

財政課長：先ほどご指摘をいただいたエフエム放送活用事業であるが、こちらについては広報広聴の一環として、シティインフォメーションであるとか、そういったことをメインに流している情報を使っている。緊急告知FMラジオの協定とはまた別の事業として、こちら550万円ほどの経費をお支払いしているというふうに認識をしている。

FM-OZEさんを通しての市民への情報提供というのは、市としても重要なことであるというふうな認識を私も持っているし、そこを活用して十分情報提供をさせていただきたいというふうには思うが、ここの庁舎が、この建物ができたときに入居していただくかどうかというのは、事業者さんの判断として最終的にはあったものというふうに認識をしている。こちらに入居していただく際に、非常用電源がなければその事業も、緊急告知のFMラジオもできないということであれば、その協議のときに給電の可能性を探ったのかもしれないのだが、元々その機能を持った放送事業者さんとしてここの建物に入っていたというふうに認識をしているので、そのところで新たに、今から給電ということを所管の課長として現状は考えていない。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：よく冷静に考えてもらいたいと思う。

FM-OZEは会社である。利益を求める会社。市は市政の運営を司るところ。感情にこだわるといういろいろ出てくるが、本来別なのだ。だからこの前の、このサティから撤退して出てもらい、ここを直す、入ってもらい、それで3,700万円くらい払って、非常に市民から反応があった。何をやっているのだと。別会社であるのだ。だから別会社は別会社としてちゃんとしておかないと、しっちゃかめっちゃかになってしまうのだ。みんな市の世話になる、これは全然違うと思う。ただ、今言ったように、どうしてもお金がなくてできないと、そうなればもっと努力をして、放送のお願いをする、増やす、利益を求める、職員がいろいろと考えてやる。これは会社なのだ。だから、それはそれでやはり区別した方が良い

と思う。別会社なのだから。

ただし、今言ったように、市民が求めたり市が求めたりして、どうしてもその会社がそういった発電機がなければできないと、こういったとき初めて請願なり出してもらって、正しい審議をして、それで協議すれば良いのだから、丸っきり市民の放送局だからということでは違うのである。あれは別会社で、全然。

でも、この前のこのテラスから一旦出て、設備の、放送機器の提供、入るといって企業に提供、これは非常に非難があった。だからそれだけは区別して、もしこれから本当にFM-OZEが電源を用意できない、これは困ると、こういうことで市と協議して改めてやるのならそれで良いと思う。そこだけははっきりしたいと思うが、どうなのか。

財政課長：現状、先ほど副委員長もおっしゃったように、放送設備の電源が非常に大量の電源を使うということではないことはこちらでも承知をしている。だからそれゆえに非常用で切り替わるバッテリーと発電機という現在の機能で十分放送事業を継続するだけの能力をFM-OZEさんは持っているというふうに認識をしているので、その状態で市が非常用バッテリーからの給電をするという必要性については、現状では必要ないというふうに私は考えている。

星野委員：大体分かったが、その辺ははっきり行政がされていかないと、FM-OZEと沼田市が一体関係のような感じになっていて、非常に困ることがある。ただ、それは本当にFM-OZEがこのままではできないので、何とかしてもらいたいというような要望を出して、それで合意すればまた別の話なのであるが。

今関連があるから当たり前、というような考えは、私は納得できない。会社は別だと。そういうことだけは分かってもらわないと、みんなしっちゃかめっちゃかになる。FM-OZEだけではない。全てのところがそうになってしまう。市に関連があるところと言えば、そういう点を行政側もはっきりして、そういった願いが出れば改めて協議して、協力するのは良いと思うのであるが。

今、関連があるから置かないわけにはいかないと、補助を頼んでいると、それは使ってやっていることなのである。逆に言えば、行政から言えば、その点もはっきりした方が良い。

委員長：星野委員、ただいまのは質疑か。

星野委員：答えがあれば、はっきりした線をもう一度。

財政課長：ご指摘をいただいたように、市がすべきことなのか、民間事業者の方としてしていただけることなのか、その辺をはっきり区分して対応してまいりたいというふうに考えている。

委員長：ほかに質疑はないか。

(挙手者なし)

委員長：なければ、1、2の質疑を打ち切る。

補正予算の専決処分について質疑を受けたいと思う。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは質疑を終了する。

それでは、財政課所管事項について、全般についてご意見、また次回の調査事項等あったらお願いします。

先ほど来、ちょっと質疑なのかご意見なのかというところが大分混在していたので、これからご意見、それから次回の調査事項ということでお願いしたいと思う。

財政課所管事項について、ないか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは財政課について終了する。財政課長、ご苦労さまでした。  
5分間ほど休憩する。

(休憩、財政課長退席)

#### ⑤利根支所

委員長：それでは再開する。利根支所長、お願いする。

利根支所長：それでは、利根支所の所管事項について報告させていただく。

まず、資料説明に入る前に、庁舎解体に伴い、群馬県警機動隊及び利根沼田広域東消防署より庁舎を活用しての訓練要請があった。訓練については、解体手順の都合等もあるので、解体業者決定後の判断とさせていただいた。

実際の訓練であるが、機動隊に関しては建物突入訓練の予定であったが、業務の都合で日程調整がつかず中止となった。

消防署に関しては、救助を目的に建物へ突入するという訓練が行われた。実際の訓練であるが、庁舎地下にある鉄の防火扉を取り壊し、内部へ突入し救助するという訓練が行われた。

遅れたのだが、ここで報告させていただいた。

それでは、利根支所庁舎について報告させていただく。資料は別冊とさせていただいた。前回の委員会報告に続き2回目となるので、資料の方はNo.2とさせていただいた。

内容は、庁舎解体工事の進捗状況と新庁舎計画についてとなる。まず資料1をご覧ください。

まず、1の利根支所庁舎解体工事についてである。

解体工事の進捗状況であるが、10月末現在の進捗は、約28パーセントとなっている。なお、解体工事の概要であるが、9月には机や事務室カウンター、書棚など什器類の搬出撤去が行われた。10月に入ってから、空調設備や照明、床や壁材の撤去が進められている。2階・3階の床材にはアスベストを含有していたため、防護服を着て丁寧な作業が進められていた。床材や空調等、内装類の撤去は11月中旬ぐらいまでかかる見込みとなっている。庁舎本体の解体であるが、内装類撤去完了後、速やかに着手する予定である。

躯体であるが、大型重機を使用し、油圧で動く大きなハサミを使い、コンクリートを砕いていく。作業は、破碎時に発生する粉じんなどが極力飛び散らないように、破碎箇所に水をかけながらの作業となるが、飛散が完全に防げるわけではないので、風下の民家等には気を配りながらの作業となる。

次に、資料2をご覧ください。解体工事の工程表になる。黒の線が計画工程になる。赤の線が実際の工事期間である。工程表の一番下に記載させていただいたのが、解体工事の進捗率になる。10月末までの計画工程は、17パーセントとしていたが、赤字が実線の進捗率で、10月末現在では28パーセントとなり、計画より11パーセント多く進んでいるということで、現時点では順調に進んでいる。

次に、資料3をご覧ください。なかなか見る機会がないので、写真の方をご用意させていただいた。9月の常任委員会では、9月中の解体状況写真をつけさせていただいたが、本日の委員会では、10月中に行われた解体工事の状況写

真の方を付けさせていただいた。

簡単に説明するが、一番上の写真が10月2日現在の1階事務室になる。2枚目の写真が10月30日現在、1か月ほど経過したところであるが、事務室をほぼ同じ位置から撮影した写真になる。3枚目の写真が10月13日現在、庁舎裏側の足場設置状況となる。写真2ページ目をご覧いただきたい。1枚目と2枚目の写真は足場の全景になる。3枚目の写真は、足場の組立が完了し、防音シートが取り付けられたものになる。

次に、写真3ページをご覧いただきたい。1枚目と2枚目の写真が、10月9日現在の1階事務室の解体状況である。3枚目の写真が2階大集会室の解体状況になる。写真4ページをご覧いただきたい。10月23日現在の解体中の庁舎内であるが、階段に貼られたシート類は撤去が終わり、コンクリートが剥き出しになった。2枚目の写真が、廊下のシートを剥がしている最中のものになる。3枚目の写真に写る機械で剥がしているが、機械は壁などいっばいに寄れないということで、機械でできないところはノミのようなもので手作業で撤去の方をしている。

写真5ページをご覧いただきたい。この1枚目の写真であるが、2階の天井には断熱材が張り付けられていたが、発泡スチロールのような板で手で剥がすことはできないので、高圧の水を吹き付けて剥いでいた。2枚目の写真が議場の写真になる。かつてはいろいろな議論がなされてきた場所ではあるが、一部空調の撤去を残すのみとなっている。3枚目の写真が庁舎正面の状況である。解体も進み、内部の撤去ガラが置かれている。

写真6ページをご覧いただきたい。1枚目の写真が、撤去ガラを集めた袋の様子である。2枚目の写真であるが、3階の通路の状況である。この通路に関しては撤去がほぼ完了し、コンクリートが剥き出しになり、躯体の解体を待つばかりとなっている。3枚目の写真で最後の写真となるが、解体庁舎から吹割の滝を望んだものである。余談にはなるが、紅葉がちょうど見頃を迎えていた。

資料1に戻っていただきたいと思う。資料中段、2の利根支所新庁舎計画になる。

建築新庁舎に関しては建築住宅課に依頼し、建築設計業務の方を進めているが、10月13日に開札され、設計業務の請負業者が決まったので報告する。

落札額1,322万円で、沼田市内の株式会社小島設計が落札した。

契約日であるが、10月18日、契約額1,454万2,000円で契約を締結した。

工期であるが、契約の10月18日から来年3月24日までを工期とした。

設計に関しては、まず建物の外見はどのようなイメージにしていくのか、また新庁舎のスペースはどのようにしていくのか、業者さんには新庁舎案を組み立てていただき、12月上旬に予定する定例の利根支部区長会で簡単な概要をお示しできればと考えている。そこでご意見をいただき、地域の皆様に対しては、来年準備が整い次第、新庁舎説明会を行う予定である。

資料1下段、カタカナのイになるが、利根支所の借地について、鑑定結果に基づき購入する方向で地権者との用地交渉を行ったので、ご報告する。

交渉結果であるが、売っていただけることで、時間はかかったのであるが、連絡の方をいただいた。今後は令和5年度予算に計上し、購入に向けた準備を進めたいと思う。

利根支所からは以上となるが、委員の皆様にはその都度報告していくよう努め

たいと思っているので、よろしく願います。

委員長：詳細な説明に感謝する。

それでは質疑を受けていきたいと思う。

まず、1、利根庁舎解体工事について、質疑ある方は願います。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、2新庁舎計画について質疑を受けたいと思う。

青木委員。

青木委員：前回のときにお話をされたと思うのだが、場所によっては崖があって、どちらの方に新庁舎を建てるかまだ思案中というようなお話があったと思うのだが、その辺の程度煮詰まりというか、もう今度小島設計さんが設計されるということであるが、その辺の規模だとか位置だとかというのはどうであるか。

利根支所長：青木委員の質疑にお答え申し上げます。

新庁舎についての位置、それから規模ということであるが、位置に関しては現在打ち合わせ中で、来週打ち合わせを予定しており、詳細な部分についてはもう既に打ち合わせを2回ほど行っているのだが、改めて提案等々、現状を含めた中で確認をした上で打ち合わせしたいということで来週予定しているので、その中でまた詳細の意見交換を進めていきたいと思っている。

次に規模等の関係であるが、あくまで現在のコミュニティ機能に窓口機能を加えたものということに加えて、利根支所に関しては通常のコミュニティとは違い、期日前の選挙であるとか、税金の申告であるとかということでも活用の方を考えているので、その辺を踏まえた中で機能がうまく使えるように決めてまいりたいと思っているのだが、現状では概ね前回は説明させていただいたのだが、600平方メートル前後ということで検討の方を進めているところである。

青木委員：了解した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは質疑を打ち切る。

それでは続いて利根支所所管に関する全般的なご意見、また次回の調査事項等があったら願います。

(挙手者なし)

委員長：ないようであるので、利根支所を終了する。利根支所長、ご苦労様でした。

(利根支所長退席)

委員長：以上で総務部の所管事項についての報告を終了する。

それでは次に、総務部所管の全般について意見または次回の調査事項等あったらご提案願う。

(挙手者なし)

委員長：ないようなので、事務局の方から次回の説明等をお願いする。

事務局：それでは、次回の委員会について申し上げます。

次回の委員会については、12月定例会の会期中の開催となる。正式には12月1日開催予定の議会運営委員会において決定されるので、よろしく願います。

なお、12月の委員会については付託請願及び議案がなければ、教育部から総務部の順ということをお願いしたい。

委員長：よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、総務部を終了する。総務部長、総務課長、ご苦労さまでした。

(総務部長・総務課長退席、教育部入室)

## イ 教育部の所管・調査事項報告

### ①学校教育課

委員長：それでは再開する。教育部所管事項に移る。

まず、学校教育課長、願います。

学校教育課長：それでは、学校教育課の調査事項についてご報告する。資料の1ページをご覧ください。

1の沼田小学校における事故のその後の経過についてであるが、口頭で1点、児童の様子についてご報告する。

退院後の児童の様子についてであるが、10月22日土曜日に、沼田小学校で運動会が行われた。8月20日土曜日に退院した児童は、運動会に参加したいという思いを持っており、体調を見ながら登校し、体育の時間にソーランを踊ったり、マーチングにも参加したりしていた。運動会当日も参加でき、小学校生活の最後となる運動会の良い思い出となった。

続いて、2番の調査事項2、小中学生の読書に係る国・県との比較資料についてであるが、こちらは2ページの資料1、小中学生の読書に係る全国調査結果についてをご覧ください。

県教育委員会に問い合わせたところ、読書に関する国や県の調査については、全国の小学6年生と中学3年生を対象に毎年実施している全国学力学習状況調査の、児童生徒質問紙調査以外はないとのことであった。そのため、読書に係る質問項目1、平日の読書時間(授業時間を除く)と、2、読書への興味関心の、2つの項目について、国や県との比較できるようにまとめた。

まず、調査事項の2の、小中学生の読書に係る国県との比較資料についてであるが、2ページ目の質問項目1、学校の授業時間以外に普段1日当たりどのくらいの時間読書をしますか、という質問項目で、令和4年度調査では、平日全く読書をしないと回答した児童は、沼田市19.4パーセント、群馬県24.9パーセント、全国26.3パーセントで、1割から2割の児童が平日授業以外では読書をしないと回答している。

同じ質問項目では、中学3年生であるが、市25.2パーセント、群馬県35.8パーセント、全国30.0パーセントで、3割から4割の生徒が平日授業以外では読書をしないと回答している。

次に、質問項目2、読書は好きですか、という質問項目で、令和4年の調査では、好きですに当てはまらないと回答した児童は、市は6.3パーセント、群馬県7.8パーセント、全国10.0パーセント。

当てはまらないと回答した生徒は、沼田市10.1パーセント、群馬県11.1パーセント、全国13.2パーセントで、1割程度の児童や生徒は読書好きに当てはまらないと回答している。

次に、調査事項の3、読書習慣がついていない小中学生の割合についてであるが、こちらは平日全く読書をする時間がない児童生徒でも、週末まとまった時間、読書をする児童生徒もいることなどから、読書習慣がついていない小中学生の割合を示す資料はなかった。

次に、調査事項の4、3を踏まえた見解についてであるが、小中学生の読書に係る全国調査の2つの質問項目の結果から、平日の読書時間についても、読書への興味関心についても、沼田市と群馬県と全国を比較すると、全国よりも群馬県は良好で、その群馬県よりも沼田市は平日も読書をしている児童生徒の割合も、読書が好きな児童生徒の割合も多いことは望ましい傾向であると考えている。

読書習慣は、学校の働きかけと家庭の協力、市立図書館などの児童生徒を取り巻く環境づくりが深く関係するものと考えている。市教委では、家族で本を読みましよう、と家庭と連携した読書活動を推進しているので、今後も学校と連携して、読書活動の充実に努めてまいりたいと考えている。

学校教育課の報告は以上である。

委員長：報告に感謝する。

それでは、学校教育課の調査事項について、質疑を受けたいと思う。

青木委員。

青木委員：ご丁寧な説明に感謝する。また、いろいろと調べていただいて、県の教育委員会からの全国ベース、群馬県ベースという大変分かりやすい表、感謝する。

その結果としても、一つのこのデータがあるということで、小学校6年生と中学校3年生に対しての平日の読書時間ということの切り口であったが、これを見る限りであれば、国よりも、また群馬県よりも、沼田市は読書というものがかなり定着している。比較すると、なっているということであるので、安心したというか。先生方、父兄の方々のご努力で、今こういう状況にあるということであるかと思う。

委員長：回答はよろしいか。

青木委員：はい。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：1についてお伺いする。

退院後、運動会に参加されたということで、大変喜ばしいことだと思う。そこで、月初めに教育長が記者会見で、実験でこういった事故を起こしてしまった先生が、昨年も同じ過ちをしていたと。つまり、メタノールをエタノールと取り違えて、手順書に従わない実験方法を取っていたということを記者会見で述べられたと新聞に報道されたのであるが、この点についてもう一度、ちょっとしっかりと教えていただければと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

定例記者会見の中での報告であったが、教育長からは入院した児童の様子と、あとは市教委の再発防止の取組、特に理科の職員研修を夏休み中に行ったということ、事務所の主催の研修にも小学校担当の教員が参加したこと、あとメタノールの回収を進め、実験用ガスコンロに切り替えるということなどの話を会見で申し上げた。その中で、昨年度メタノールの実験を同じような方法でやったのか、という記者からの問い合わせの中で、昨年度も同じような手順でやったということをご説明差し上げたので、新聞報道では特にその辺を切り取って報道されたのであるが、最初に7月のときに自分の方から、この今回の事故に関して、まず手順を踏まずにアルコールを直接火にかけたこと、火をかけたまま一斗缶でビーカーに注いだこと、エタノールではなくメタノールを使用したことなどの誤りがあったということはお話したのであるが、特にアルコールを直接火にかけた、エタノールではなくメタノールを使ったということが昨年度と同様の手順であっ

た、そういう確認ができたということである。

教育部長：委員長。

委員長：はい、教育部長。

教育部長：ただいま、学校教育課長からご説明申し上げたのであるが、昨年度も確かに同じ手順ではやっていたのだが、昨年度はその授業が始まる前の子供たちがいない時間帯に同じような手順でアルコールを温めておいて、子供たちが来たときにはもう全て準備して配れる状況になっていたというようなことで、今回たまたま、3校時と4校時で授業が続いていて、3校時で使い過ぎたことからちょっと足りなくなったと思われたもので、その場で足してしまったようで、それで事故に繋がったということで、やり方は同じだったのであるが、昨年度は子供の安全により配慮してはやっていたということをちょっと補足させていただければと思う。よろしく願います。

金子委員：先月のこの委員会で、事故を起こしてしまった教員が今も研修中だという報告をいただいたのであるが、新聞記事を見た多くの市民の皆さんから、今その先生はどうしているのだ、という質問がたくさん来て、去年も同じことをやっていたらしいではないか、とんでもないな、というのが率直な本当に私が聞いた意見なのであるが、今現在も研修所にいらっしゃるのか。給与等、退職金等はどうかお伺いしたいと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

この事故を起こしてしまった職員であるが、県費負担教職員であるので、県から給与負担してもらっている職員であるので、任命権者が群馬県教育委員会であることから、いろいろな処分等についても警察の捜査等の状況を鑑みながら県教委がするものと思われるので、現在金子委員がおっしゃるとおり、現在も研修を続けている。

退職については、ここでは控えさせていただければと思うのだが、よろしいか。

金子委員：県から派遣されている、県が任命権者で、県から給与を支払われてるということで、今も先月も捜査中という言葉が使われるのであるが、この捜査はもう半年経っているのだが、半年近く経っているのだが、捜査はまだ、どういったところを捜査されているのか。それも捜査中だから答えられないのか。結局県に責任があるからといっても、市の沼田小学校に勤めていた先生であるし、そういった大事故が起きたというのはみんな知っていて、私など元PTA会長という立場もあるし、近所から小学校に通っている子供たちがいるわけである。そのような中で、皆さんがやはりけじめというか、やはり処分はどうなったのか、ということは気にされていらっしゃるのか、その点、どういった目処を立てていらっしゃるか、お伺いできればと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員の質疑にお答え申し上げます。

警察等の捜査についても、実際はこちらが聞いても、まだお答えできないということのままであるので、目処等についてもこちら把握できない現状がある。申し訳ないが、以上である。

金子委員：できるだけ情報収集に努めていただいて、市民にその情報を開示していただきたいと思う。

その先生が憎いわけでは決してないのだが、ただ、こういった事件が起きて被害者がいて、被害者の救済に全力を尽くしてもらいたいと思うし、補償の問題も出てくるだろうし、やはりその責任というものも、どこでけじめをつけるかということは大したことだと思ってしまうので、よろしく願いたいと思う。

委員長：答弁は。

金子委員：答弁願います。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

本当に怪我をされた子供を、お子さんや保護者の方、あと信頼回復に努めている学校の先生、いろいろなことを踏まえて、今後とも丁寧に取り組んでまいりたいと思うので、引き続きよろしく願います。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、次回の調査事項なり、ご意見があれば願います。

星野委員。

星野委員：ご意見を聞きたいと思うが、今年の小・中学生の運動会状況、それから開催状況、それから秋の遠足、修学旅行の実施状況、これについて分かれば教えていただければと思う。

委員長：ただいまの星野委員からのご発言は、調査事項であるか。

休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

星野委員：それはなぜかという、私もそうであるが、小中学校の生徒の思い出というのは、そこにあるのだ。一生、生涯。そういうことが大切だから、どうだったのかな、ということ。次回願います。

委員長：ただいま、星野委員から小中学校における運動会の実施状況、それについて報告を願いたいということであるが。

星野委員：遠足と修学旅行も。

委員長：失礼した。運動会と遠足、それから修学旅行も含めて、実施状況について報告を願う、ということであるが、調査事項として取り上げてよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ほかに調査事項、また意見等あったら願います。

小野塚委員。

小野塚委員：今、中学生、中学校3年生がもう受験勉強に入っていて、来年受験を迎えていくところで、みんな学校を選んだり勉強をしている。3回向こうの春には、沼高沼女の合併があり、今の小中学校の保護者としては、基礎学力がないと合併した学校に入っても、求められている高い学校になっていかないのではないかと、ということで、非常に保護者が気にしている。学校を選択する基準になってしまうので、このあと沼田市内の学校にどれだけ残るかという非常に難しい線引きをこれからしていくのであるが、端的に群馬県が動いて、合併に向けて動いているとは思っているのであるが、どのくらいの学力水準を狙ってるかというのはまだ全然分からないと思うのだが、やはり隣の渋川であるかということところが一つのターゲットというか、比較対象になってくるのかなとは個人的に思っているのだが、そこに向けて今の小学校高学年から中学校1・2年生くらいまでのところの学力の底上げについて、何か沼田市の方で教育委員会で考えていること、若しくは他と比較してこれをやっていくのだみたいなことが、もし比較ができて、教えていただけたら、調査をしていただいて開示していただきたいのであるが。

先ほどの読書のところでもあったような、何か学力水準を比較できるような、

上げていくための何かデータがあると助かるのであるが、そういったものは準備できるか。

委員長：ただいま小野塚委員から提案があったが、まとめると、沼田市の小中学生の学力水準がその全国等と比べた場合の、何か資料ということか、一つには。それと、それをレベルアップさせるための努力をどういう形でやっているのかと、こういったことで良いか。簡単にまとめると。

ということであるが、委員のご意見を伺いたいと思う。

金子委員。

金子委員：今のお話の一番最初に出てきた、その沼高沼女の統合に関して私も一般質問で取り上げたことがあるのだが、なかなか県立高校の問題なので、市議会ではあまり、というところなのである。ただ、小中学生の進路希望というのが、この間出た。それでも沼高も沼女もみんな定数、定員を割っていて、0.75とかそんな数字なのである。だから、その点に関して非常に心配されているのだと思うので、その小中学校の進路に当たっての、その高校進学希望というか、レベルというか、ちょっと難しいのであるが、そういったところを調査されたいのかな、と私は思ったのであるが、どうなのか。

小野塚委員：やはり最終的にはそこになってしまうのであるが、質問がちょっと悪かったかな、とは思うのだが、まずは今の小中学生の学力を上げられるような施策について、今いろいろ施策はあると思うのであるが、今後さらに加速していくような、ここをやっていくよというようなどころがあるときに、何か比較できる相手がいるといいな、と思ったのであるが。

委員長：議論を進めていきたいと思うので、ほかの皆さんのご意見を。

青木委員。

青木委員：議員同士の意見交換ということであるか。

私が、それこそ子供が中学高校大学受験のときというのは、埼玉にいた。埼玉県は北辰テストという、埼玉県に在住の子供たちはそれを受けなければいけないのである。それを受けることによってレベルが分かって、そのレベルに合わせて進路を決めるという流れがあったのだが、そういったものというのは、群馬県は、市というか県だと思うのであるが、ないのか。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

小野塚委員。

小野塚委員：申し訳ない、比較するものが今のところないという状況なので。保護者は興味を持っているので、このあとちょっとまた話をさせていただければ良いので。今回は意見交換ということで。

委員長：調査事項ということで。

金子委員。

金子委員：今の点で、私の希望を小野塚委員の質疑、意見に乗せてしまったので申し訳なかったが、沼高沼女の統合があと2年ちょっとで迫っているわけである。以前から私は一般質問をしてきたが、統合が決まった段階で何人か議員も一般質問されたと記憶しているが、なかなか県の問題なので、市議会には、という話なのであるが、ただやはりこの沼田の小中学生と、それから特に中学生である。進路を

控えている。それから父兄の方はすごく心配をされていて、情報はないのか、という話なのである。だから市長も教育長も準備会などに出席されているので、ここへその情報を下ろしてもらおうというわけにいかないか。

委員長：提案として、ちょっと言葉を変えていただきたいのであるが。

金子委員：市長、教育長がその準備会に出席して得られた情報をぜひこの委員会にも報告していただきたいと思うのだが。

委員長：今、金子委員から沼高沼女の統合について当局が持っている情報を委員会に提供していただきたいと、こういう趣旨であるか。

金子委員：はい。

委員長：提案があったが、どうか。

（「賛成」の声あり）

委員長：それでは、調査事項としたいと思う。

教育部長：委員長、休憩をお願いします。

委員長：はい、休憩する。

（休憩）

委員長：それでは再開する。

なかなか当局の方も情報が無いということであるが、ある範囲の状況、また検討の方向なりとか、そういったものを沼高沼女の統合について持っている範囲の情報提供をお願いしますということを調査事項としたいと思うが、よろしいか。

（「はい」の声あり）

金子委員。

金子委員：沼小の事故について、引き続き何か新たな情報などがあつたら報告をお願いしたい。

委員長：金子委員から、沼田小学校における事故について引き続き報告を求めるということであるが、いかがか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは、引き続き新たな情報というか、報告すべき事項が発生した場合には、速やかに次回の委員会で報告をお願いします。

ほかに学校教育課における調査課題、またご意見等があつたらお願いします。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、学校教育課を終了する。学校教育課長、ご苦労様でした。

## ②生涯学習課

委員長：次に、生涯学習課よりお願いします。生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長：それでは、生涯学習課より報告事項を申し上げます。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の導入に向けてであるが、教育委員会では、令和5年度にコミュニティ・スクール学校運営協議会制度のモデル校への導入に向けて準備を進めている。本日は、本制度の概要と導入スケジュールについてご説明を申し上げます。資料4ページをご覧ください。

初めに、1番、コミュニティ・スクールについてであるが、コミュニティ・スクールとは、一言で申し上げますと、学校等、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる、地域とともにある学校への大転換を図るための仕組みになる。法律により設置が努力義務化された学校運営協議会を導入してい

る学校のことをコミュニティ・スクールといい、学校運営に対して保護者や地域住民に参画していただき、学校と地域が一体となって学校づくりを進めること、これが設置の目的である。

下のイラストをご覧いただくと、中央の黄色い丸の中に学校運営協議会の説明があるが、委員になるメンバーは、保護者代表、地域住民、それと後ほどご説明申し上げるが、地域学校協働活動推進員などとなっている。これに対して右側に校長とあるが、学校運営の基本方針を学校運営協議会に説明をして承認をいただいたり、学校運営や教育活動に対して意見をいただいたりするという関係性になる。

次に2番、なぜコミュニティ・スクールの導入が必要なのかについてであるが、近年、子供たちや地域社会の環境が大きく変化し学校に求められる役割も変わってきている。グローバル化、地域創生、きめ細かい学習支援、その他資料に記載のあるとおり、学校を取り巻く課題はますます複雑化、困難化している背景の中で、次のページであるが、保護者や地域住民からの意見や学校現場の声をみると、保護者や地域住民からは学校の中で何が行われているのか分からない、子供たちのために協力したいけどどうしたら良いか分からない、地域のことをもっと学校に知ってほしい等々の声があり、学校現場からは高度化、複雑化した様々な課題に対応する中で、やることが多くて家に帰ることができない、などの声がある。

こうした声は、沼田市でということではなくて、一般的な話としてであるが、こうした課題の解決に向けて、保護者や地域住民と学校が連携、協働して行動していく取組として、コミュニティ・スクールの発想が生まれたということである。

また、沼田市教育施策の大綱には、学校経営の充実として、家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々に信頼される学校づくりに努めるとしている。そうした面からも、コミュニティ・スクールの導入により、地域とともにある学校づくりを推進するものである。

次に3番、学校運営協議会の組織についての(1)学校運営協議会の主な機能についてであるが、先ほどもご説明したとおり、協議会には一定の権限が与えられ、地域とともにある学校づくりを力強く推進していくわけであるが、例えば、アとして、学校の校長の作成する学校運営の基本方針の承認、こちらは必須事項になる。次に、イとウは、任意の事項になるが、学校運営に関する教育委員会または校長に対する意見、教職員の任用に関する教育委員会に対する意見、こうした権限を持たせることができ、どういった権限を持たせるかは、教育委員会規則で定めることとされている。

次に(2)番、委員の任命であるが、委員は校長の推薦により教育委員会が任命し、特別職の非常勤公務員となる。委員の人数や任期は規則で定め、委員には守秘義務がある。

これらに必要な条例改正準備を年度内に進めたいと考えている。

以上がコミュニティ・スクールの概要説明になる。

次に、大きな2番、地域学校協働活動についてのご説明であるが、地域学校協働活動とは、保護者、PTA、NPOなど、幅広い地域住民等の参画を得て、学校を中心とした地域づくりを目指して、学校と地域がパートナーとして連携、協働して行う様々な活動をいう。そして、その活動を推進する体制として、(1)の地域学校協働本部というものを各学校区に組織していただくが、これは、地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成して地域学校協働活動を推進する、任意性の高い体制のことをいう。

下のイラストをご覧ください。

左側の現在の状況であるが、学校活動に地域住民のボランティアをお願いする場合には、個別の活動ごとに特定の個人に依頼することが多かったわけであるが、ボランティア同士の横の繋がりがないために、新しい取組がされにくいということがあった。それに対して、右側の図の今後であるが、個々に活動に関わっていた地域住民や新たな協力者が、地域学校協働本部に参画することで、ネットワークが生まれて、学校と様々な連携協働が生まれるというものが、目指すイメージになる。

次に（２）、地域学校協働活動の事例をご覧ください。こちらの事例では、アの学校における働き方改革を踏まえた活動と、イの地域における学習支援、体験活動と２つに分けられているが、必ずしもこの分類方法だけではないが、記載のような活動が挙げられる。

例えば、アに該当する活動では、下校時の見守り活動や、授業における教師補助、読み聞かせ活動などがあり、イに該当する活動では、地域未来塾ということで、元教職員や地元住民による学習支援や放課後子ども教室などの地域における活動などがある。

次のページの大きな３番、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進についてであるが、それぞれが目指すものとして、コミュニティ・スクールが目指すものは、地域とともにある学校づくりであり、地域学校協働活動が目指すものは、学校を核とした地域づくりになるので、両方の取組を一体的に推進することで、学校と地域のさらなる連携・協働が推進され、相乗効果が期待できるということになる。その推進役になるのが、教育委員会が委嘱する地域学校協働推進委員と言われる方になる。

下の２のイラストをご覧くださいと、左側が学校に設置される学校運営協議会で、右側が地域住民などが緩やかなネットワークとして集まった地域学校協働活動本部になる。協働本部の取りまとめ役になる推進員は、学校運営協議会の委員にもなって、学校と地域を繋ぐコーディネーター役として、学校との連携・協働を推進するという役割を担っていただくことになる。この推進員を各学校区で見つけていただくことが肝になってくると考えている。

以上のように、コミュニティ・スクールの導入により、地域の多くの方々が学校づくりに参画するようになり、地域とともにある学校づくりが推進され、これまで実施されてきた学校への支援から、地域と学校の双方向の連携・協働へと発展させ、様々な学校課題の解決に向けた活動が行われることが期待できる。

次に、３番のコミュニティ・スクールの導入に向けてであるが、令和４年度中に必要な規則等の整備を行い、令和５年度にモデル校に導入し、その後、評価・検証を行い、全小中学校へ導入を推進していく予定である。

最後に、本年度におけるこれまでの取組状況であるが、定例校長会において、利根教育事務所等から制度の説明をいただくなど研修をしたほか、モデル校ごとに課題の確認や今後の進め方を調整するなど、導入に向けた取組を進めているところである。

なお、学校運営協議会の導入については、学校教育課で所管し、地域学校協働本部については生涯学習課が所管し、準備を進めていく計画である。

以上、コミュニティスクール、学校運営協議会制度の導入に向けてのご説明である。生涯学習課の報告事項は以上である。

委員長：ただいま、生涯学習課よりコミュニティ・スクールの導入についてということ

で報告があったが、質疑を受けたいと思う。いかがか。

金子委員。

金子委員：利根教育事務所から校長会に説明があったということであるが、校長先生たちの反応というか、感想というか、ご意見などを聞かせていただければと思う。

この資料をいただいて、2度ほど熟読させていただいたのであるが、グローバル化だとか地域創生だとか、きめ細やかな学習支援だとか、あまりイメージが湧いて来ない。私には。

うちの学校はもうちゃんとやっているじゃないか、という気がするのだ。これは都会の学校の話ではないかという気がしたのであるが、まあそれは個人の感想なので。

ただ、やることが多過ぎて家に帰ることができない等々、やることが多過ぎて家に帰ることができないからこういう協議会を作るだなんて、とんでもない話である。やることが多過ぎるのだったら教員を増やせば良い話であるし、これは先生の話であり、生徒の話ではないと思う。

だから、この資料を説明したときの校長会の反応っていうか、それをまず教えていただきたい。

生涯学習課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

校長会での校長先生方の反応ということであったが、校長会では、利根教育事務所からの説明をいただいたところで、質疑等も受けたが、特にこれといった反応ということはなく、説明をいただいたというような状況である。

金子委員：はい、結構である。

委員長：よろしいか。

金子委員：はい。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：私から。副委員長、代わっていただいて良いか。

副委員長：はい、委員長。

委員長：ちょっと分からないのだが、まず、これは最近の流れがどういうものか、地域地域、コミュニティコミュニティと、そればかり出てくるわけなのであるが、今回、新市長が打ち出している地域協議会か、それとの関係、その学校版みたいな感じがあるのであるが、その地域協議会との関わりというか、関係性はどんなふうにごこの中で反映されてくるのか。

生涯学習課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

地域協議会との関係性ということであるが、こちらの制度との直接的な関係性はない。コミュニティ・スクール自体は、ご説明したとおり、学校運営協議会を導入した学校のことを言い、そういう取組は学校の中でやらなければいけないことで、あとは地域学校協働本部を作って、地域と学校で協力して行っていくという取組である。

委員長：とにかく、沼田市政のこれからの大きな柱として、地域協議会ということをおっしゃっていて、地域コミュニティを活性化させるということが大きな市政の方向になっていくと思うのであるが、そういう中の中核が地域の活性化ということになっていくわけ、それを狙っているわけであり、それとの協働関係、連携関係がなくして、地域と一体となった云々ということはずあり得ないのではないかとと思うので、そちらとの整合性というのは必ずつけなくてはならないと思うので、その辺、どういうふう考えるか。

それからもう一つ、根本的なところで、地域とともにある学校づくり、素晴らしい言葉であるし、概念だとは思っているのであるが、なぜこういったことが出てきたのか、その根本的な課題というか、問題というか、その辺はどういうふうに把握されているのか。

生涯学習課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

地域協議会との整合性ということであるが、これから事業を進めるに当たって、こちらは国が設計している制度であるので、市が進めるその制度との整合性というのは、また検討しながら進めていきたいとは考えているが、現在のところはそういうところはリンクして検討してるわけではない。

次に、なぜ今導入するのかということであるが、先ほどご説明したとおり、法律によって設置が努力義務ということもある。それから県としても、小中学校において、コミュニティ・スクールと、学校、家庭、地域が一層連携・協働する学校づくりを進めるということであるので、そうしたことも踏まえ、まずはモデル校で導入することとしたものである。

委員長：結局のところは、当局の方も法律でこういうことが決まったからやるのだと。義務化されてないけど、やるのだということで、その動機というか、強い意向というのは感じられない。

また、先ほど金子委員が質疑したときに、校長会でこれといった意見とか感想も出なかったということで、果たして現場の先生方、学校というのは、こういったコミュニティ・スクールというのを本当に望んでいるのか。また、これに対して何を期待しているのかというのが、はっきり言って見えて来ない。最近の傾向の、何でも地域に押し付ければいいみたいな、そういうちょっと穿った見方をしてしまうのであるが、その辺はどうなのか。

生涯学習課長：ただいまの委員長のご質問にお答え申し上げます。

動機ということであるが、やはりこのコミュニティ・スクールを導入することにより、やはり地域と学校の距離が縮まって、先行事例などを見ても、やはり地域との距離が縮まって地域も活性化してきていると。積極的に学校に、地域でこんなことができるよとか、そういった声掛けがされたりして、連携・協働が進んできているというような事例もご紹介いただいたし、沼田市においてもそういった姿を目指していきたいということで導入するものである。

委員長：それでは、ほかにコミュニティ・スクールについて、質疑を受けたいと思う。どなたかあるか。

星野委員。

星野委員：2本立てみたいな感じがした。要するに、PTA、保護者、学校と。もう一つある。地域コミュニティ活動、地域、企業、民間の力を借りると。こういうことか。

村部の学校は地域も今まで加えて、みんなで教育関係に協力して、区長会やあるいは民生委員とか、そういうのが全部入っていたが、分かりやすく2本立てにして、地域の方や民間の方や全ての力を借りて学校を盛り立てたいという、そういうことなのだろう。そういうことか。

生涯学習課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

2本立てというご質疑であるが、おっしゃるとおりであり、コミュニティ・スクールの導入を行い、それから地域学校協働本部をそれぞれの学校区に作っていただいて、協働して地域、それから学校のそれぞれを盛り立てていこうと、そういう取組である。

星野委員：一番肝心なのは、生徒数が少ないので、それを協議してもらえば良いと思う。その辺の考え方について、このコミュニティの関係は、指導的な役割をするのかしないのか。生徒数は少なくなってきた、地域コミュニティの関係では、話し合いのような機会はあるのか。

生涯学習課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

人口減少との関係もということであるが、やはり先行事例であると、例えば山間部であるとか、子供が少ないところで、家に帰ると子供が1人ぼっちになってしまう、友達も近くにいない、というようなこともあったりするところで、地域のお年寄りがグラウンドゴルフをやっているところに誘ってくれてそういうところに参加するようになって、見守り活動みたいな形で地域も連携してやっていただくというような活動もあるようなので、そういったことも期待できるのではないかと考えている。

星野委員：了解した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは質疑を打ち切る。

そうしたら、生涯学習課全般の所管についてご意見、また次回の調査事項等があったらお願いします。ないか。

(挙手者なし)

委員長：ないか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、生涯学習課を終了する。生涯学習課長、ご苦労様でした。

(学校教育課長、生涯学習課長退席)

委員長：それでは、次回の委員会について、事務局よりスケジュール等をお願いします。

事務局：次回委員会について申し上げます。

次回の委員会については、12月定例会会期中の開催となる。正式には12月1日開催予定の議会運営委員会において決定されるので、よろしくをお願いします。

なお、12月の委員会については、付託請願及び付託議案がなければ、教育部から総務部の順ということをお願いしたいと思う。以上である

委員長：スケジュールについては事務局から説明のあったとおりであるが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、教育部所管全体について、ご意見、また調査事項等があったらお願いします。

(挙手者なし)

委員長：ないか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、教育部を終了する。教育部長、教育総務課長、ご苦労様でした。

(教育部長、教育総務課長退席)

#### ウ 調査事項検討等・意見交換

委員長：それでは、総務部、教育部所管事項についての意見交換、また調査事項等、ご提案があったらお願いします。

まず、先ほど出たものの確認をしたいと思います。事務局。

事務局：それでは、本日出された調査事項について再度確認をさせていただきたいと思う。

まず、総務部のところである。企画政策課のところ、沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、見直しの検討についてということで出されたかと思う。

それと次に、教育部であるが、今年の小中学校における運動会、遠足、修学旅行の実施状況について、があった。

それと、沼高沼女の統合についての情報提供を求める、がもう1点。

それと、継続ということで、これはもう何回も出ていることであるが、沼田小学校における事故のその後の経過について、ということがあった。

本日出された調査事項については以上だったかと思うが、よろしく願います。  
委員長：何点か調査事項が出たが、青木委員については今の事務局のまとめでよろしいか。検討についてということで。

青木委員：はい。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：今の事務局からの報告でよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、追加事項はないか。

(「はい」の声あり)

#### エ 今後の日程について

委員長：それでは、今後のスケジュールであるが、事務局に願います。

事務局：今後のスケジュールについて確認をさせていただきたいと思う。

次回の委員会については、先ほど来から申し上げているとおりであるので、また改めてということでよろしく願います。

それと、11月14日月曜日、午後3時から、広域圏定例議員協議会が予定されているが、該当委員の方はご出席をお願いします。

19日土曜日であるが、午前9時から子ども議会が行われる。議場においてこれが行われるので、傍聴ができるので来られる方はぜひよろしく願います。

22日火曜日であるが、広域圏議会定例会ということで、こちらについても該当委員の方はご出席をお願いします。

29日火曜日、令和4年第5回定例会の告示の予定である。議案書の配布の日がこの日ということで、ご承知置きをお願いします。

30日正午、一般質問の通告締切であるので、質問をされる方については、正午までにご提出をお願いします。

12月1日木曜日、午後1時半から、議会運営委員会の予定であるので、委員の方はご出席をお願いします。

6日火曜日、午前10時から、令和4年第5回定例会の開会予定である。  
スケジュールについては以上である。

委員長：スケジュールについて、事務局より説明があったが何か質疑はあるか。

(挙手者なし)

#### (4) 閉会(委員長)

委員長：それでは、以上をもって本日の総務文教常任委員会を終了する。

以上